

会 議 録

会議の名称	小金井市いじめ防止条例検討委員会	
事務局	小金井市教育委員会指導室	
開催日時	令和2年1月24日午後3時から午後4時45分まで	
開催場所	小金井市商工会館2階 大会議室	
出席者	委員	小林委員長、原田副委員長、松嶋委員、尾高委員、日野委員、丸山委員、中川委員、志波委員、川畑委員
	事務局	浜田指導室長、西尾指導主事、郷古指導係長、増田指導係主事
傍聴の可否	Ⓐ ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	4人	
会議次第	1 教育委員会あいさつ 2 事務局からの説明 3 主な協議内容 4 事務連絡	
発言内容・発言者名 (主な発言要旨)	別紙のとおり	
提出資料	(当日配布) 資料1 次第 資料2 小金井市いじめ防止対策推進条例(案)第3回検討委員会からの変更について 資料3 小金井市いじめ防止対策推進条例 前文(案)について	

	<p>1 教育委員会あいさつ</p> <p>2 事務局からの説明 * 事務局より第2回、第3回会議録の確認、傍聴者への意見・提案シートの配布、配布資料（条例案、追加ファイル資料）、今回の協議内容について説明した。</p> <p>3 主な協議内容 (1)全体について</p>
<p>小林委員長</p>	<p>事務局からは前文と追加した第15条の協力要請について協議してほしいということである。協議の進め方だが、第15条以外も含めて全体に一度目を通して何かあれば意見を出し、それから第15条、最後に前文ということではいかか。5分ほど時間を取り、目を通してから意見をもらう。</p> <p>* 5分ほど資料に目を通す</p>
<p>小林委員長</p>	<p>およそ5分経ったが、何かあるか。</p>
<p>志波委員</p>	<p>第14条第6項、重大事態の再調査という項目だが、「市長は、第1項の調査委員会を設置したとき、又は第2項の規定による答申があったときは、市議会に報告するものとする。」となっているが、「又は」ではなく「及び」とした方がよいのではないか。「又は」だと報告しなくてもよいことになるのではないか。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>実際にはどうなのか。</p>
<p>志波委員</p>	<p>八王子市の条例では、「調査委員会を設置したとき、及び答申があったときは、市議会に報告する」となっている。「又は」だとどちらかでよいと解釈されるのではないか。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>法律的に見ると、「又は」だとどちらかの条件があれば、「及び」だと両方の条件を満たしたときということになる。調査委員会を設置したときの報告と答申があったときの報告があるが、「及び」を使うと、設置したときかつ答申があったときに報告するということになる。</p>
<p>事務局(西尾)</p>	<p>他市では、調査委員会を設置したが教育委員会の調査で十分であるという結論になり、調査委員会からの答申がなかったということがあった。この場合「及び」にすると、調査委員会は設置したが答申はないので、議会に報告しなくてもよいということになり、いじめ問題の件が隠されてしまうのではないか。</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第4回）

原田副委員長	第14条第6項「設置したとき、」のあとの読点は外すのが一般的だと思う。
日野委員	第3条第2項「いじめの解決に向けて主体的に行動できるように」というところだが、「主体的」という表現はいろいろな解釈ができる。教育学的にも主体性とは何か、というところが批判的にも問い直されているので、より一義的に解釈できるような言葉に代替できるとよい。
小林委員長	「自主的」などはどうか。
日野委員	第3条第2項がいじめの四層構造論のような形で、子どもが観衆や傍観者になることなく解決に向けて行動することであれば、「いじめの解決に向けて周囲と連携して」などはどうか。
小林委員長	教育学では「主体的」というと、自分で決定するということが含まれてくる。そうなると、いじめに関わらなくても、自分で決定したのだからよいということになってしまう。そのようなことを含まない言葉がよいのではないか。ただし、これは学術用語なので、法律用語としてはどうか。
松嶋委員	例えば「自ら」のような柔らかい言い方はどうか。
川畑委員	「主体的」という言葉は理解しづらい。
小林委員長	学校では主体性を育てていない、自主性ばかりだという論議もある。何とも言えない言葉ではある。
事務局(浜田)	参考までに「積極的」としているところがある。
小林委員長	積極的、表現、自分で決める、これが主体性の3領域である。積極的だと自主性も含まれる。
川畑委員	「積極的」の方が現実的に感じられる。
小林委員長	「積極的」だと傍観者にならずに、という意味にもなる。「積極的」でよいか。また後で気になったら意見がほしい。
	(2)第15条等について
小林委員長	第15条に移りたい。前回、話題となった国立や私立の学校との間で起こったいじめについてどうするか。この条例は基本的に小金井市教育委員会が管轄する学校を対象にするということである。しかし、その他の学校との間で課題が起こったとき、その解決に向けて協力を求めることができると

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第4回）

<p>原田副委員長</p>	<p>したいということだった。事務局からはこの条文で法的にはどうなのかを確認したいということだが、原田副委員長から見てどうだろうか。</p> <p>主体が「市長及び教育委員会」となっているのでそれに対して権限を与えている。管轄外の学校に対してということ条例で定めるのは難しい。細かく見ると、1行目の「市長及び教育委員会は、」の後に「児童等」と入れるとよいのではないか。また「法で定めているいじめ」とあるが「本条例で定めているいじめ」としてもよいのではないか。さらに「協力を求めることができる」というのには、誰に対してというのが必要である。一案として、「児童・生徒が在籍する学校が関係機関に対し」などか。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>一番最初がよくわからなかったのだが、児童又は生徒等ということか。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>この条例で定めている児童等とは市立学校に在籍しているということである。私立や国立との間のいじめの場合、片方は児童等、相手は私立や国立だったら児童又は生徒となる。この条例で定めている学校以外の学校となると、私立や国立を指すことになる。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>この「児童又は生徒」というのは総括した呼び方か。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>4行目は私立や国立の学校の児童又は生徒ということである。児童等とすると小金井市立小中学校の児童又は生徒となる。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>私立や国立の含め方はこれでよい。「法で定めているいじめ」の主体は、私立、国立、公立、全てである。「法で定めているいじめと同様の事態」ではなく、どの学校でもまさにいじめである。ただし、本条例で定めているいじめは公立学校の児童等の間しか対象としていない。</p>
<p>事務局（浜田）</p>	<p>どちらかに統一したい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>「法で定めている」ではなく「本条例で定めている」の方がよいのではないか。3つ目は「いじめの防止及び解決に向けて協力を求めることができる」というところに対して、先程1つ提案があったが、これをどう表現したらよいのか。</p>
<p>事務局（浜田）</p>	<p>学校に対して求めるのか、設置者に対して求めるのか。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>大津市では学校の設置者又は管理者に対して協力を求めるとなっている。</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第4回）

小林委員長	この後、文書係がチェックすることになる。
原田副委員長	協力を求めてはいけないということはない。ただし、適当な相手に求めないと相手が困ることになる。
小林委員長	設置者又は管理者ということにして、後はさらに吟味するというので第15条についてはよいか。
尾高委員	大津市には第13条に財政的措置についてあるが、小金井市では入れないということによいか。あとはこの条例に対する見直し、改定、検証等についてが一切載っていない。基本方針に対して検証をお願いしたが、まだされていない。今回の条例に対して見直し、改定等が入っていないところが気になる。これに関してはこのままでよいか。
小林委員長	いかがか。
尾高委員	財政に関しては議会の方が関係してくるので、私は詳しくはないが、大津市では財政的措置を条例で約束している。これは大変大きいことだ。見直し、改定等についての一文が全くないのは気になる。時代とともに中身も変わる。今回インターネットは入っているが、これも5G、6Gになったときにまた変わると思う。2年ごとに改定、必要に応じて見直し、改定、見直しや改定を検討する委員会の設置などの一文が必要ではないかと、他の条例を見て思った。
小林委員長	改定について書いているのはどこの自治体か。
尾高委員	大津市である。小金井市の障害者の条例でも確か改定のこと問題になっている。最初に付けておいた方が、問題がないのではないか。後々になって、国立市も改定をしている。ある程度、見直しや改定をできるような一文が必要ではないか。その時その時に子どもが、親が、学校が、関係者がきちんと運用ができるものでないと時代遅れやいびつなものになってしまう。それは避けたい。
小林委員長	大津市はこの検討の項目をいつ入れたのだろうか。一部改正でこれを入れたということか。
尾高委員	施行期日の後に入っている。
原田副委員長	条例の検討が定められていた場合、具体的にはこのように委員会などが開かれるのか。
事務局（郷古）	今の想定では、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会の中で施策について意見をもらうなどを行い、PD

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第4回）

	<p>CAなどを回していくことで、外部からの意見を取り入れながら、いじめ対策などの見直しを行い、いじめ対策の充実を図っていくという形が現在の想定と考えている。</p> <p>条文の中に明確に規定することも可能かと思うが、そのように想定をしていた。</p>
尾高委員	<p>条例の改正は簡単なのか。ブラッシュアップして協議会などで直した方がよいとなったときの手続きはどうなるのか。</p>
事務局（郷古）	<p>手続きはこれから協議会の規則などができるので、今後どのように運用するかを詰めていく必要がある。他市の状況では、年1回くらいは市のいじめの状況などについてご意見を頂き、その内容を施策に活かしていつている。</p>
尾高委員	<p>条文を入れる、入れない、削るなど、協議会の意見が反映される場合は、どのようになるのかという手続きを知りたい。議会だったら議員案など大変時間がかかる。そのような手続きを踏むのか、それとも議会を飛ばしてできるのか。</p>
事務局（郷古）	<p>見直しをする必要が生じ、その見直しに条例を改正する必要があるとなれば、当然、議会の議決が必要になる。</p>
尾高委員	<p>改定の規定を入れることは問題ないのか。見直しをするという担保として入れることは問題ないのか。</p>
事務局（郷古）	<p>見直しに関する規定を入れることが、法令等に違反するということはないと思う。規定を入れるかどうかは、まずは検討委員会での議論になるかと思う。検討委員会の意見として規定を入れた方がよいということであれば、それを踏まえて条例を作ることになるかと思う。</p>
尾高委員	<p>他の条例では、改定の話を目にするところがある。どのように運用され、改定されるのか、情報が開示されていない状態は嫌である。一文入れて、誰がどのように検証するのか入れてほしい。</p>
小林委員長	<p>検討について入れるのかどうかだが。</p>
原田副委員長	<p>今までの議論で、細かな施策をこの条例案から落として、かなり骨の部分にしてきた。この条例を何年かに1回見直すというのはあまり現実的ではない。むしろ、条例に基づく具体的施策で対応すれば、それで足りるのではないか。</p>
小林委員長	<p>条例から定められる規則の方が動かしやすい。</p>
原田副委員長	<p>見直しを定期的に3年に1回と定めることや、そのための</p>

<p>松嶋委員</p>	<p>委員会を開くこと、そのために予算をつけることなどは、具体的施策の方に位置付ければよいのではないか。基本方針など一番骨になる部分を定期的に見直すというのは落としてもよいのではないか。必要などときに見直しを行う。細かな部分については、現場の部分で行えばよい。</p> <p>前提条件が変わったとき、あり得ないだろうが、例えば小金井市から市立小・中学校がなくなったら改定しなくてはいけない。どの状態になったとき、誰がどのように気付いて、どのようにしたらよいのか。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>そのような状態が生じたときは、条例に書いてあるかないかによって状況が変わる話ではない。書いてあるから見直すのではなく、条例自体の効力が失効してしまう。何年に1回とすると、何も起きなくても何らかの見直しをすることになり、実のない議論のためにお金を使うことになる。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>この条例の運用実績が気になる。大津市では、市長が条例の運用実績を検証することになっている。協議会については、条例案に記載があるが、協議会でこの条例の検証を担保できるのか。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>条例の段階で検証が本当に必要なのか。施策として毎年行ったことを検証する作業は必要であり、定めも必要だと思うが、この条例に書くべきことなのかということに疑問がある。施策は別に定めるとなっているので、施策についての見直しは別に定めた施策の中に織り込めば良いのではないか。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>環境の変化は必ずあるので、条例に基づいて施策が反映されているのか検証する必要はあると個人的には思っているが、委員長預かりでお願いしたい。</p> <p>もう1点が予算についての記載である。調査を含めて何をするにも費用がかかるため、一文入れたい。</p>
<p>事務局（郷古）</p>	<p>他市の条例でも財源について規定しているものはある。規定することで法令に反するかという点では問題ないのかと思う。予算措置について規定することで、市としての責務が加わることになるかと思うが、どこまでの予算措置が責務になるのかといった部分の解釈になるかと思う。この予算措置が重大事態の委員の予算についてであれば、市として条例の趣旨どおり対応する責務があるので、財政的措置について対応する必要があると思うところであり、規定をする必要があるのか、判断が難しい。検討委員会の中で、条例の中で担保することを記載した方が良いということであれば、事務局としてはそれを受けて検討をしていくことになるかと思う。</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第4回）

尾高委員	<p>大津市の条文も「目的を達成するため、適切な」とあるので、決して度が過ぎたものではない。一文入れておくと運用する側にとって都合が良いのではないかと。</p>
原田副委員長	<p>第5条の市の責務の中に予算措置を講ずるということは含まれてくる。財政的措置についての文言が記載されていないことで全く予算が付かないということではない。このことを踏まえ、財政的措置の項目の有無によって予算の措置については、おそらく変わらないのではないかと。</p>
志波委員	<p>各地域の条例を見ても千差万別。国分寺市は、財政上の措置と並列して人材の確保、資質の向上に努めるなどの記載がある。各地域によって必要かどうかを議論して入れるかどうかだと思ふ。</p>
小林委員長	<p>想定していた件数より多く発生し、執行しなければならない額が大きくなってしまう場合に、敢えて書いておくことで財政部門にかけ合うための材料として使うことはできると思ふ。条例に書くことで想定されるものはどのようなものがあるのか。</p>
事務局（郷古）	<p>いじめが起きた時の対応や施策を考えると、報酬が想定される。いじめをどう対応していくのかという施策になると非常に多岐に渡るものと考えられる。</p>
小林委員長	<p>臨時的な出費が調査、再調査によって増えるものであるため、財政部門と調整する際の1つの材料となる程度ではないか。入れたからといってそれほど影響はないかもしれないが、入れておくことに意味があるのではないかとこのものかもしれない。総意としては、いかがか。</p>
尾高委員	<p>守秘義務について定めている自治体もあるが、小金井市では定めないのであるか。</p>
小林委員長	<p>市全体の守秘義務は個人情報保護条例などがあると思ふが、個人情報保護条例の対象は誰になるのか。</p>
事務局（郷古）	<p>個人情報保護条例の対象は、基本的に実施機関である行政側の責務などを規定している。それ以外の附属機関などについては、設置する各条例の中で守秘義務を規定している。この条例の中に書くのか、設置する問題対策委員会などで守秘義務を課していくのかどちらかになるのではないかと思ふ。</p>
川畑委員	<p>協議会などがあつた場合には、その都度守秘義務等について署名、捺印した上で、資料は一旦貰うが全部返している。ケース会議などの場合は、更に厳しく取り扱う。そのため、</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第4回）

小林委員長	そこまで心配して条例の中に記載しなくても問題ないと思う。
尾高委員	全体の法に比べて東京都の方が個人情報保護については厳しい印象があり、その東京都の中にある小金井市であるから、心配はあまりないと思う。
原田副委員長	職務上知り得た秘密を漏らしてしまう心配がないのであれば、条例で定めなくても構わない。
事務局（郷古）	想定しているのが、調査委員の守秘義務であれば、条例で設置することになっている組織の運営は別で定めるということにしているので、具体的施策の方に書き込むことを前提と考えているのではないか。
事務局（郷古）	現時点では、そのような形で想定している。
小林委員長	予算の件が残っている。緊急時の予算であれば、通常時よりも大幅にかかる可能性がある。調査の仕方によっては、調査員が全ての関係する子どもに面接をする場合も考えられる。そのために、予算は全体のバランスを見て付くものであるということも分かった上で、予算の担保について入れる方向でよろしいか。 特に反対意見がないので、入れる方向で検討する。文案は事務局に任せる。
小林委員長	(3)前文について では、残っているのが前文である。何か気づいたことなどはあるか。
志波委員	「条例を策定する」という表現がいくつもあるが、条例であれば、「条例を制定する」という表現が適切ではないか。
事務局（浜田）	確認して対応する。
松嶋委員	作成した前文案について説明する。前回示された前文は、小金井市いじめ防止基本方針の文言といじめのないまち小金井宣言の文言を合わせたものであったため、文末表現や言葉がちぐはぐであった。そこで、1番目は、文末の統一と一部表現の修正のみ行った。2番目は、文章を大きく添削した。3番目は、文章の添削に加えて、これまでの委員会で検討してきた問題意識や思いを自分なりに入れた。1～3番は、作成者としては内容の大きな違いがある。
尾高委員	しっくり来たのは3番である。

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第4回）

松嶋委員	しっくり来ることを期待して3番は作っているが、果たしてそれで良いのか分からない。
志波委員	前回の前文案、1番及び2番のいずれも序盤と終盤の言葉がほとんど同じであるため、少々うるさい感じがする。その点では3番が良いと思う。ただ、何が問題であるかを伝えるためには、主語を明確にした方が良いので、個人的には3番も冒頭は「いじめの問題は」とした方が良いのではないかとと思う。
尾高委員	1文目と2文目を入れ替えるのはどうか。
日野委員	3番の上から8行目「いじめ問題への対応」について、対応だけでは事後のイメージが強くなるので、「対策」とすると未然防止、早期発見、対応の全てが含まれるのではないか。また、10行目「しっかりと取り組むこと」や2段落目の「あらためて問題を見つめなおすこと」というところを具体的にできると良いのではないか。
小林委員長	尾高委員提案の入れ替えについては、入れ替えても問題はない。ただ、元の文章にも何か引き付けるものがある。
松嶋委員	敢えて順番を入れ替えて作ったが、確かに主語は曖昧になってしまう。
川畑委員	「いじめ」が最初に来た方が、インパクトはある。いじめのための検討委員会であり、条例なので、内容は変えずに文章の順番だけ入れ替えると良いのではないか。
小林委員長	ここまで合意できた変更点は、3番目を内容は変えずに1文目と2文目の順番を入れ替え、「対応」を「対策」に改めること、「しっかりと取り組むこと」の具体的な内容として未然防止、早期発見、対応を入れ込むことである。 他はいかがか。
丸山委員	オリジナリティという点では、3番目が非常に良いというのは同じ意見である。様々な内容を組み込んでいるため、接続詞が多用されている。「また」は抜いても内容的に問題ないので、できる限りすっきりさせたい。
尾高委員	1段落目の「学校生活」について、フリースクール等もあることから、学校生活に限定せずに「学校生活等」としても構わないか。
川畑委員	学童、児童館等子どもが関わる場所は沢山あるので、良いと思う。

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第4回）

原田副委員長	2段落目のいじめが「深刻化」しているという表現は、市の認識として間違いないのか。インターネットの問題が昔はなかったので、複雑化していること、深刻な問題が起き得るということは間違いないが、現状認識として深刻化しているという表現は正しいのか。
事務局（浜田）	深刻な事案が増えているとは感じていない。
松嶋委員	私は深刻化していると思っている。
尾高委員	私も複雑化、深刻化していると思っている。
松嶋委員	学校のいじめに耐えられず、学校に行かない子どもが増えているのは、深刻化した結果だと思っている。
事務局（浜田）	確かに不登校は増えているが、いじめが原因による不登校が増えているとは分析していない。不登校の原因も複雑化している。
原田副委員長	市の認識として持っていないのであれば、この表現は他の書き方をすべきではないか。
事務局（西尾）	学校がいじめを認知する努力をしているという見方もできるが、学校がいじめとして報告する件数も増えていることから、深刻な事態はあると思う。いじめが起きて、苦しんでいる子どもがいることから深刻ではある。しかし、ここ数年で小金井市のいじめが酷い状態になっている、対応ができなくなっているとは認識していない。
原田副委員長	今の市の見解を踏まえると、「深刻な事態は相当数確認されており」程度にしておくことで、複雑という言葉も残せるのではないか。複雑化しているという認識は構わないか。
事務局（浜田）	構わない。
志波委員	「深刻な事態も見られる」というのはいかがか。
小林委員長	「いじめは複雑化しており、深刻な事態も見られる」という方向で、細かな調整は原案者である松嶋委員に任せる。
中川委員	深刻化という点について、生活指導主任としていじめに携わってきたが、小金井市は落ち着いている。しかし、子ども一人一人にとって、いじめは全て深刻である。前と変わってきていることは、インターネットやSNSによって分かりにくいことであるから、複雑化していると思うが、定期的に調査する体制も整ってきているので、報告自体は増えている

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第4回）

小林委員長	が、深刻な件数が増えている訳ではない。
尾高委員	最後に確認しておくことはあるか。
事務局（浜田）	冒頭のスケジュールの確認を今一度お願いしたい。
小林委員長	<p>現在の進捗状況から判断すると、ここでパブリックコメント案を確定するよりも議論を尽くした方が望ましいと思うので、4月辺りでもう一度検討委員会を開催したい。</p> <p>概ね定まってきたが、委員長預かりにしたところを議題とし、前文も松嶋委員に改めて整えてもらった上で議題としたい。</p> <p>4 事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none">*パブリックコメント前に再度検討委員会を開催する。*日程は4月を予定したいが、スケジュールを見直す必要があることから、委員長及び副委員長の日程を確認後、委員の皆様と調整させていただく。